

職業実践専門課程等の基本情報について

| | | | | | | | | | |
|---|---|----------------------------------|-----------------------------|--|--------------|----------|----------|--------|--------|
| 学校名 | | 設置認可年月日 | 校長名 | 所在地 | | | | | |
| 大原医療福祉製菓専門学校 梅田校 | | 平成16年3月31日 | 重塚 悟 | 〒 530-0051 (住所) 大阪市北区太融寺町2番14号 (電話) 06-6130-7410 | | | | | |
| 設置者名 | | 設立認可年月日 | 代表者名 | 所在地 | | | | | |
| 学校法人大原学園 | | 昭和54年4月1日 | 中本 每彦 | 〒 101-0065 (住所) 東京都千代田区西神田1丁目2番10号 (電話) 03-3292-6266 | | | | | |
| 分野 | 認定課程名 | 認定学科名 | 専門士認定年度 | 高度専門士認定年度 | 職業実践専門課程認定年度 | | | | |
| 教育・社会福祉 | 教育社会福祉専門課程 | 介護福祉学科 | 平成17(2005)年度 | - | 平成27(2015)年度 | | | | |
| 学科の目的 | 本学科は、教育基本法及び学校教育法及び「社会福祉士及び介護福祉士」に基づき、厚生労働大臣指定のもと、医療・福祉並びにこれらのビジネスに関する教育、衛生関係に関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする。 | | | | | | | | |
| 学科の特徴(取得可能な資格、中退率等) | 介護福祉士・レクリエーション介護士2級(いずれも取得率100%) | | | | | | | | |
| 修業年限 | 昼夜 | 全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数 | | 講義 | 演習 | 実習 | 実験 | 実技 | |
| 2年 | 昼間 | ※単位時間、単位いずれかに記入 | | 2,074 単位時間 | 1,191 単位時間 | 847 単位時間 | 456 単位時間 | 0 単位時間 | 0 単位時間 |
| | | | | 単位 | 単位 | 単位 | 単位 | 単位 | 単位 |
| 生徒総定員 | 生徒実員(A) | 留学生数(生徒実員の内数)(B) | | 留学生割合(B/A) | 中退率 | | | | |
| 70人 | 35人 | 28人 | | 80% | 10% | | | | |
| 就職等の状況 | ■卒業生数(C) | | 20人 | | | | | | |
| | ■就職希望者数(D) | | 20人 | | | | | | |
| | ■就職者数(E) | | 20人 | | | | | | |
| | ■地元就職者数(F) | | 20人 | | | | | | |
| | ■就職率(E/D) | | 100% | | | | | | |
| | ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) | | 100% | | | | | | |
| | ■卒業者に占める就職者の割合(E/C) | | 100% | | | | | | |
| | ■進学者数 | | 0人 | | | | | | |
| | ■その他 | | | | | | | | |
| | 特になし | | (令和5年度卒業生に関する令和6年5月1日時点の情報) | | | | | | |
| ■主な就職先、業界等 | | (令和5年度卒業生) 福祉施設を中心に介護福祉職として就労 | | | | | | | |
| 第三者による学校評価 | ■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載 | | | 無 | | | | | |
| | 評価団体: | 受審年月: | | 評価結果を掲載したホームページURL | | | | | |
| 当該学科のホームページURL | https://www.o-hara.ac.jp/osaka/senmon/school/umeda_iryoo/ | | | | | | | | |
| 企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入) | (A:単位時間による算定) | | | | | | | | |
| | 総授業時数 | | 2,074 単位時間 | | | | | | |
| うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数 | | 456 単位時間 | | | | | | | |
| うち企業等と連携した演習の授業時数 | | 0 単位時間 | | | | | | | |
| うち必修授業時数 | | 456 単位時間 | | | | | | | |
| うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数 | | 456 単位時間 | | | | | | | |
| うち企業等と連携した必修の演習の授業時数 | | 0 単位時間 | | | | | | | |
| (うち企業等と連携したインターンシップの授業時数) | | 0 単位時間 | | | | | | | |
| | (B:単位数による算定) | | | | | | | | |
| | 総単位数 | | 0 単位 | | | | | | |
| うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数 | | 単位 | | | | | | | |
| うち企業等と連携した演習の単位数 | | 単位 | | | | | | | |
| うち必修単位数 | | 単位 | | | | | | | |
| うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数 | | 単位 | | | | | | | |
| うち企業等と連携した必修の演習の単位数 | | 単位 | | | | | | | |
| (うち企業等と連携したインターンシップの単位数) | | 単位 | | | | | | | |
| 教員の属性(専任教員について記入) | ① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者 | | (専修学校設置基準第41条第1項第1号) | | | 1人 | | | |
| | ② 学士の学位を有する者等 | | (専修学校設置基準第41条第1項第2号) | | | 0人 | | | |
| | ③ 高等学校教諭等経験者 | | (専修学校設置基準第41条第1項第3号) | | | 0人 | | | |
| | ④ 修士の学位又は専門職学位 | | (専修学校設置基準第41条第1項第4号) | | | 2人 | | | |
| | ⑤ その他 | | (専修学校設置基準第41条第1項第5号) | | | 0人 | | | |
| | 計 | | | | | 3人 | | | |
| 上記①~⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数 | | | | | 3人 | | | | |

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

①厚生労働大臣介護福祉士養成施設として、法令で定められた教育課程並びに外部実習又は就職先である老人、障害者施設等と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。

②介護福祉士養成における各領域「人間の理解」、「介護」、「こころとからだのしくみ」、「医療的ケア」の教育内容に関して、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。

③上記①、②により編成された授業科目、内容が実践習得されているかどうか、教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにする事で、教育の質の確保ならびに更なる教育の質向上に活用する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

①位置づけについて

教務部の上位に教育課程編成委員会を設置し、各委員からの提言を参考にして本校の教育課程編成について協議策定するための機関として位置づける。また、委員会での協議結果は大原学園教育本部に提出し、大原学園全校の教育課程編成にも活用していく。

②意思決定の過程について

(ア)学科の目的に基づき予め学内において現状の課題等を明確にした上で、教育課程編成委員会に提言を求める。

(イ)委員会では企業等からの意見を参考に次年度以降の教育課程編成に関する改善案を策定する。

(ウ)委員会での決議事項は、学校長をはじめとする管理職が次年度以降教育課程編成への導入準備を進める。

(エ)学園全体で共通する内容は、管轄教育事業部へ報告し、教育事業部にて協議の上、教育課程編成へ反映する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年10月4日現在

| 名前 | 所属 | 任期 | 種別 |
|-------|---------------------------------|----------------------------|----|
| 松本 聡美 | 社会福祉法人 大阪市北区社会福祉協議会 事務局長 | 令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年) | ① |
| 田川 淳 | 社会福祉法人 寿楽福社会 業務執行理事 | 令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年) | ③ |
| 重塚 悟 | 学校法人大原学園 大原医療福祉製菓専門 学校梅田校 校長 | — | — |
| 中井 敏 | 学校法人大原学園 大原医療福祉製菓専門 学校梅田校 | — | — |
| 森澤 誠 | 学校法人大原学園 大原医療福祉製菓専門 学校梅田校 | — | — |
| 古川 純 | 学校法人大原学園 大原医療福祉製菓専門 学校梅田校 | — | — |

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(8月、11月)

(開催日時(実績))

第1回 令和5年8月3日 16:35～17:25

第2回 令和5年11月16日 16:40～17:20

第1回 令和6年8月1日 16:35～17:25

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

前年度委員会のご意見をもとに、学内授業及び介護実習において学生が利用者理解を深めるために改定した書式についても活用、検討を行った。また、留学生に対する指導においては日本語力の向上が不可欠であるが、留学生向けの学習ツールや成長スケジュールを常に改善していく取組みについて検討を行った。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針
 老人、障害者施設等に介護実習受け入れ依頼を行い、介護実習受け入れ承諾書を頂戴するとともに、打合せを行い、下記の4点について連携している。

- ① 実習実施前に、授業科目担当者と実習指導者による、実習授業内容及び実習授業評価ポイントの確認
- ② 施設内の各部署の見学、実習の実施
- ③ 学生の実習状況の確認及び実習指導者との情報交換のため、授業担当教員による週1回の施設訪問
- ④ 実習終了時の学生の学修成果の評価

(2)実習・演習等における企業等との連携内容
 ※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

老人、障害者施設等に介護実習受け入れ依頼を行い、介護実習受け入れ承諾書を頂戴するとともに、打合せを行い、下記の4点について連携している。

- ① 実習実施前に、授業科目担当者と実習指導者による、実習授業内容及び実習授業評価ポイントの確認
- ② 施設内の各部署の見学、実習の実施
- ③ 学生の実習状況の確認及び実習指導者との情報交換のため、授業担当教員による週1回の施設訪問
- ④ 実習終了時の学生の学修成果の評価

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

| 科目名 | 企業連携の方法 | 科目概要 | 連携企業等 |
|-------|---------------------------|--|---|
| 介護実習Ⅰ | 3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。) | 1段階実習ではコミュニケーションの比較的とりやすい利用者を受け持ち、利用者との人間的なふれあいを通じて、利用者の需要と介護の機能、並びに施設職員の一般的な役割について学ぶ。そのために2～4名の利用者を学生が担当し、初歩的な日常生活活動を、指導者の指導を受け援助する。1週間の内1回以上をケースカンファレンスの時間にあてることとする。 | 四條畷荘デイサービスセンター ほほえみ 小規模多機能はぎ 芦風荘デイサービスセンター 障害者施設あすなろ グループホームしらさぎ 他、計32施設 |
| 介護実習Ⅱ | 3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。) | 2段階実習では、重度生活障害を有する障害者又は老人の施設を実習施設とし、障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な用い方について学ぶ。また、医療・看護との関連で独自の判断で行ってはならない仕事と連携の方法について学ぶ。ケースカンファレンスを通し、利用者の介護ニーズに対応する方法について学ぶ。 | 特別養護老人ホームせつつ桜苑 特別養護老人ホームエバーグリーン 特別養護老人ホームいくとく 介護老人保健施設二葉園 介護老人保健施設のだふじ 他、計40施設 |
| 介護実習Ⅲ | 3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。) | 3段階実習では施設運営プログラムに参加し、サービス全般について理解すると同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について学び、チームの一員として介護を遂行できるよう取り組む(現任準備教育)。さまざまなプログラムに参加し、利用者の24時間を通じての生活の把握、介護福祉士としての役割を学ぶ。 | 特別養護老人ホームせつつ桜苑 特別養護老人ホームエバーグリーン 特別養護老人ホームいくとく 介護老人保健施設二葉園 介護老人保健施設のだふじ 他、計40施設 |

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針
 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する正確な知識を持ち、指導スキルを身に付けなければならない。そのために教職員研修の環境を整える。「大原学園 教職員研修規程」の目的に定めるとおり、教職員が専攻分野に関する知識・技能・企画力・判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示または本人の意志により、公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。校内、校外において学園が企画する研修は以下の通り。

- ①教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を派遣した実践的な知識・指導スキル研修
- ②大阪府(関連団体等含む)主催の実践的な知識・指導スキル研修
- ③専門分野に特化した講師を招いた研修会の実施

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

| | | | |
|------|-----------------------------------|--------|----------------------|
| 研修名: | 終末期における施設での支援の取り組み | 連携企業等: | 荒川区立特別養護老人ホームさんハイム荒川 |
| 期間: | 令和6年3月29日 | 対象: | 介護福祉学科教員 |
| 内容: | 終末期における施設での利用者及び家族への支援の取り組みについて学ぶ | | |

② 指導力の修得・向上のための研修等

| | | | |
|------|------------|--------|----------------|
| 研修名: | 人権教育研修会 | 連携企業等: | 大阪府専修学校各種学校連合会 |
| 期間: | 令和5年4月19日 | 対象: | 介護福祉学科教員 |
| 内容: | 人権教育の基礎を学ぶ | | |

| | | | |
|------|---------------------------|--------|----------------|
| 研修名: | 外国人留學生の在留審査手続きと申請取次に係る研修会 | 連携企業等: | 大阪府専修学校各種学校連合会 |
| 期間: | 令和5年9月27日 | 対象: | 介護福祉学科教員 |
| 内容: | 適切な留學生支援の事務手続き支援について学ぶ | | |

| | | | |
|------|-----------------------|--------|----------|
| 研修名: | 障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー | 連携企業等: | 日本学生支援機構 |
| 期間: | 令和5年10月11日 | 対象: | 介護福祉学科教員 |
| 内容: | 改正される障害者差別解消法について学ぶ | | |

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

| | | | |
|------|-----------------------------------|--------|-----------|
| 研修名: | 福祉施設における虐待防止の取組みについて | 連携企業等: | 協力施設の施設長等 |
| 期間: | 令和6年12月予定 | 対象: | 介護福祉学科教員 |
| 内容: | 介護保険制度改正に伴う高齢者虐待の防止に向けた更なる取組みについて | | |

② 指導力の修得・向上のための研修等

| | | | |
|------|------------------------|--------|-----------------------|
| 研修名: | 令和6年度 第1回 大学等教職員向けセミナー | 連携企業等: | 特定非営利活動法人 大学コンソーシアム大阪 |
| 期間: | 令和6年9月11日 | 対象: | 介護福祉学科教員 |
| 内容: | 障害学生や要支援学生の就職指導について学ぶ | | |

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員会を設置して下記に示す評価項目から評価する。課題の残る評価結果については、管理職より改善計画を策定し、次年度以降の学校運営に反映させ改善を図る。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

| ガイドラインの評価項目 | 学校が設定する評価項目 |
|-------------|--|
| (1) 教育理念・目標 | ①理念・目的・育成人物像は定められているか。 ②学校の特色はなにか。 ③学校の将来構想を抱いているか。 |
| (2) 学校運営 | ①運営方針は定められているか。 ②事業計画は定められているか。 ③運営組織や意思決定機能は効率的なものになっているか。 ④人事や賃金での処遇に関する制度は整備されているか。 ⑤意思決定システムは確立されているか。 ⑥情報システム化等による業務の効率化が図られているか。 |
| (3) 教育活動 | ①各学科の教育目標、育成人材像は、その学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方向づけられているか。 ②修業年限に対応した教育到達レベルは明確にされているか。 ③カリキュラムは体系的に編成されているか。 ④学科の各科目は、カリキュラムの中で適正な位置づけをされているか。 ⑤キャリア教育の視点に立ったカリキュラムや教育法が実施されているか。 ⑥授業評価の実施・評価体制はあるか。 ⑦育成目標に向け授業ができる要件を整えた教員を確保しているか。 ⑧成績評価・単位認定の基準は明確になっているか。 ⑨資格取得の指導体制はあるか。 |

| | |
|----------------|---|
| (4) 学修成果 | ①就職率(卒業者就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られているか。 ②資格取得率の向上が図られているか。 ③退学率の低減が図られているか。 ④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。 |
| (5) 学生支援 | ①就職に対する体制は整備されているか。 ②学生相談に関する体制は整備されているか。 ③学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。 ④学生の健康管理を担う組織体制はあるか。 ⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか。 ⑥学生寮等、学生の生活環境への支援は行われているか。 ⑦保護者と適切に連携しているか。 ⑧卒業生への支援体制はあるか。 |
| (6) 教育環境 | ①施設設備は、教育の必要性に対応できるように整備されているか。 ②学外実習、インターシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか。 ③防災に対する体制は整備されているか。 |
| (7) 学生の受入れ募集 | ①学生募集活動は、適正に行われているか。 ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。 ③入学選考は適正かつ公平な基準に基づき行われているか。 ④学納金は妥当なものとなっているか。 |
| (8) 財務 | ①中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか。 ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。 ③財務について会計監査が適正に行われているか。 ④財務情報公開の体制整備はできているか。 |
| (9) 法令等の遵守 | ①法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。 ②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。 ③自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか。 ④自己点検・自己評価結果の公開はしているか。 |
| (10) 社会貢献・地域貢献 | ①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行っているか。 ②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか。 |
| (11) 国際交流 | - |

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

最新の技術を駆使した情報化の進展も大切であるが、やはり最後の砦は対話型のコミュニケーションとの意見を多数頂戴した。コロナ禍を経験したことにより、他者との関わりが失われた影響が続くことも予測されるが、教職員間のコミュニケーション、教職員・学生間のコミュニケーション問わず、コミュニケーションの機会を増やし不安を払拭していくことを意識している。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

| 名前 | 所属 | 任期 | 種別 |
|--------|------------------------------|----------------------------|--------|
| 山田 豊 | 友誼会総合病院 事務長 | 令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年) | 企業等委員 |
| 林 努 | 林歯科医院 院長 | 令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年) | 地域住民委員 |
| 田川 淳 | 社会福祉法人 寿楽福社会 業務執行理事 | 令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年) | 企業等委員 |
| 服部 幸宏 | パティスリーラヴィルリエ オーナーシェフパティシエ | 令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年) | 企業等委員 |
| 竹原 庸起子 | アミアカルヴァ行政書士法人 代表者 特定行政書士 | 令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年) | 専門家委員 |

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

公表時期: 令和6年10月4日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

- ①実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのために、学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。
- ②上記①により企業等との連携による教育活動改善を活発にし、社会全体の信頼に繋げていくこと。
- ③情報の公表を通じて学校の教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

| ガイドラインの項目 | 学校が設定する項目 |
|-------------------|--|
| (1)学校の概要、目標及び計画 | ①概要 ②教育方針 ③沿革 |
| (2)各学科等の教育 | ①入学定員 ②受入方針 ③進級の認定 ④卒業の認定 ⑤称号の付与 ⑥目標とする試験 ⑦主たる試験の合格実績 ⑧卒業生の進路 |
| (3)教職員 | ①教職員数 ②教職員の専門性 |
| (4)キャリア教育・実践的職業教育 | ①キャリア教育 ②実習・実技等 ③就職支援等 |
| (5)様々な教育活動・教育環境 | ①学校行事 ②課外活動 |
| (6)学生の生活支援 | ①完全担任制 ②就職教育 |
| (7)学生納付金・修学支援 | ①学生納付金 ②奨学金、学費減免等 |
| (8)学校の財務 | 学園の財務状況公開 |
| (9)学校評価 | 学校関係者評価結果 |
| (10)国際連携の状況 | 留学生の受入 |
| (11)その他 | - |

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ) 広報誌等の刊行物 ・ その他())
 URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>
 公表時期: 令和6年10月4日

授業科目等の概要

| #REF! | 分類 | | | 授業科目名 | 授業科目概要 | 配当 年次・ 学期 | 授 業 時 数 | 単 位 数 | 授業方法 | | | 場所 | | 教員 | | 企業 等との 連携 | |
|-------|--------|------------------|------------------|--------------|--|-----------------|------------------|-------------|--------|--------|-----------------------------------|--------|--------|--------|--------|-----------------|--|
| | 必 修 | 選 択 必 修 | 自 由 選 択 | | | | | | 講 義 | 演 習 | 実 験・ 技 術 実 習・ 実 | 校 内 | 校 外 | 専 任 | 兼 任 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | ○ | | | 人間の理解Ⅰ | 介護を受ける人の尊厳を守ることの意義や、自立・自律した生活を支える必要性や生活モデルを基盤とした生活支援の必要性について学ぶ。また、コミュニケーションの意義を学習し、対話をする・意思の疎通を図る・説明責任がある、ということをもふまえて、基礎的なコミュニケーション能力について学ぶ。 | 1前 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | | | | |
| 2 | ○ | | | 人間の理解Ⅱ | 介護を受ける人の尊厳を守ることの意義や、自立・自律した生活を支える必要性や生活モデルを基盤とした生活支援の必要性について学ぶ。また、コミュニケーションの意義を学習し、対話をする・意思の疎通を図る・説明責任がある、ということをもふまえて、基礎的なコミュニケーション能力について学ぶ。 | 1通 | 60 | 2 | ○ | | | ○ | | ○ | | | |
| 3 | ○ | | | 社会の理解 | 個人、家族、近隣、社会、の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程について学ぶ。また、社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、仕組みについて学ぶ。また、介護保険・障害者自立支援制度や、個人情報保護や成年後見制度等の基礎的知識を学ぶ。 | 1前 | 60 | 2 | ○ | | | ○ | | ○ | | | |
| 4 | | ○ | | 人間と社会特論Ⅰ | 介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間の理解Ⅰ・Ⅱ」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。 | 1前 | 30 | 1 | | ○ | | | | ○ | | | |
| 5 | ○ | | | 介護の基本Ⅰ | 介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。 | 1前 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | ○ | | | |
| 6 | ○ | | | 介護の基本Ⅱ | 介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。 | 1前 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | ○ | | | |
| 7 | ○ | | | 介護の基本Ⅲ | 介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。 | 1前 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | ○ | | | |
| 8 | ○ | | | 介護の基本Ⅳ | 介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。 | 1通 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | ○ | | | |
| 9 | ○ | | | 介護の基本Ⅴ | 介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。 | 1通 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | ○ | | | |
| 10 | ○ | | | 介護の基本Ⅵ | 介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。 | 1通 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | ○ | | | |
| 11 | ○ | | | コミュニケーション技術Ⅰ | 利用者や家族、他の専門職とのコミュニケーションの意義と目的を理解し、具体的な技法の習得を学ぶ。また、介護におけるチームコミュニケーションのあり方について理解し、チームの一員としてのコミュニケーションの方法を学ぶ。 | 1前 | 30 | 1 | ○ | | | ○ | | ○ | | | |
| 12 | ○ | | | 生活支援技術の基本 | 自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、ICFの視点に基づいた介護方法についても学ぶ。 | 1前 | 60 | 2 | | ○ | | ○ | | ○ | | | |
| 13 | ○ | | | 日常生活介護Ⅰ | 自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、身じたくに関する利用者のアセスメント方法や、介助の技法と留意点について学ぶ。 | 1前 | 30 | 1 | | ○ | | ○ | | ○ | | | |
| 14 | ○ | | | 日常生活介護Ⅱ | 自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、移動に関する利用者のアセスメント方法や、安全で気兼ねなく動くことを支えるための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。 | 1前 | 30 | 1 | | ○ | | ○ | | ○ | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|----------------|---|----|-----|---|--|---|---|---|---|---|--|--|--|--|--|---|--|
| 15 | ○ | | 日常生活介護Ⅳ | 自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、排泄に関する利用者のアセスメント方法や、安全・的確な排泄の介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。 | 1通 | 30 | 1 | | ○ | | ○ | | | | | | | | | |
| 16 | ○ | | 介護過程Ⅰ | 質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画を必要がある。また、その計画を実践し、評価することも大切である。その他に、情報共有や多職種との連携も重要であり、これらの技法について学ぶ。 | 1通 | 30 | 1 | | ○ | | ○ | | | | | | | | | |
| 17 | ○ | | 介護総合演習Ⅰ | 介護実習に向けての構え、予備知識、動機づけ等の準備を行い介護実習中には実践力を身につけることができるようにし、実習後は十分な振り返りを行うことでより効果的な介護実習を行えるようにする。 | 1通 | 40 | 2 | | ○ | | ○ | | | | | | | | | |
| 18 | ○ | | 介護総合演習Ⅱ | 介護実習に向けての構え、予備知識、動機づけ等の準備を行い介護実習中には実践力を身につけることができるようにし、実習後は十分な振り返りを行うことでより効果的な介護実習を行えるようにする。 | 1後 | 40 | 2 | | ○ | | ○ | | | | | | | | | |
| 19 | ○ | | 介護実習Ⅰ | 1段階実習では、コミュニケーションの比較的和やすい利用者を受け持ち、利用者との人間的なふれあいを通じて、利用者の需要と介護の機能、並びに施設職員の一般的な役割について学ぶ。初歩的な日常生活活動を、指導者の指導を受け援助する。1週間の内1回以上をケースカンファレンスの時間にあてることとする。 | 1後 | 120 | 3 | | | | ○ | | ○ | | | | | | ○ | |
| 20 | ○ | | 介護実習Ⅱ | 2段階実習では、重度生活障害を有する障害者又は老人の施設を実習施設とし、障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な用い方について学ぶ。また、医療・看護との関連で独自の判断で行ってはならない仕事と連携の方法について学ぶ。ケースカンファレンスを通じ、利用者の介護ニーズに対応する方法について学ぶ。 | 1後 | 160 | 4 | | | | ○ | | ○ | | | | | | ○ | |
| 21 | | ○ | 介護特論Ⅰ | 介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本Ⅰ・Ⅱ、生活支援技術の基本」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。 | 1前 | 30 | 1 | | ○ | | | ○ | | | | | | | ○ | |
| 22 | | ○ | 介護特論Ⅱ | 介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本Ⅲ・Ⅳ・日常生活介護Ⅰ・Ⅱ」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。 | 1前 | 30 | 1 | | ○ | | | ○ | | | | | | | ○ | |
| 23 | | ○ | 介護特論Ⅲ | 介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本Ⅴ・Ⅵ・日常生活介護Ⅳ」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。 | 1後 | 30 | 1 | | ○ | | | ○ | | | | | | | ○ | |
| 24 | | ○ | 介護実践Ⅰ | 企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。 | 1前 | 30 | 1 | | | ○ | | | ○ | | | | | | ○ | |
| 25 | | ○ | 介護実践Ⅱ | 企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。 | 1後 | 30 | 1 | | | ○ | | | ○ | | | | | | ○ | |
| 26 | ○ | | 認知症の理解 | 認知症のケアの歴史や理念を学ぶとともに、認知症の症状や行動障害等について学ぶ。また、医学的側面からみた認知症を学ぶ。また、家族への支援や、地域との連携、多職種協働に、認知症サポーター、地域ボランティア等によるケアの方法について学ぶ。 | 1通 | 60 | 2 | | ○ | | | ○ | | | | | | | ○ | |
| 27 | ○ | | こころとからだのしくみⅠ | 人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、多職種との連携に方法についても学ぶ。 | 1前 | 30 | 1 | | ○ | | | ○ | | | | | | | | |
| 28 | ○ | | こころとからだのしくみⅡ | 人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、多職種との連携に方法についても学ぶ。 | 1前 | 30 | 1 | | ○ | | | ○ | | | | | | | ○ | |
| 29 | ○ | | こころとからだのしくみⅢ | 人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、多職種との連携に方法についても学ぶ。 | 1通 | 30 | 1 | | ○ | | | ○ | | | | | | | ○ | |
| 30 | | ○ | こころとからだのしくみ特論Ⅰ | 介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「こころとからだのしくみⅠ～Ⅲ、認知症の理解」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。 | 1後 | 30 | 1 | | ○ | | | ○ | | | | | | | ○ | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|-------------------|---|----|----|---|--|---|--|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 31 | ○ | | レクリエーション指導法 | ホスピタリティトレーニングやアイスブレイキングとは何かを理解して、コミュニケーション能力と促進方法を身につける。また、目的にあわせてアクティビティを選択、展開、引き出し方法と活用、更に対象にあわせてアレンジ方法も学ぶ。学習した内容をもとにアクティビティ体験と指導体験にて、実践力を学ぶ。 | 2後 | 40 | 2 | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 32 | ○ | | ケア・カウンセリング | 高齢者本人のストレスはもとより、ストレスは心と身体にさまざまな影響を及ぼす。「老いていくこと」それ自身がストレスであり、老いをストレスとして認識し正面から受け入れる事が高齢期の心身の健康のためには重要。年齢や環境によって異なる心の問題に対して、専門的的確な支援がおこなえる知識を身につける。 | 2後 | 30 | 1 | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 33 | ○ | | 社会常識 | 社会人としての心構えをはじめ、個人または集団での仕事の進め方、報告連絡相談の必要性を理解する。また、先輩や上司、利用者など、他者への言葉遣いや立ち振る舞い、接遇力を演習を通して、実践力を学ぶ。 | 2通 | 30 | 1 | | ○ | | | | | | | | | |
| 34 | ○ | | 情報科学演習 | 既存のソフトウェアを使用し、各種データ集計や統計処理について学び、そのデータを社内外へ報告するための技法（資料作成方法）について学ぶ。 | 2後 | 30 | 1 | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 35 | ○ | | 人間と社会の総合 | 介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。 | 2後 | 30 | 1 | | ○ | | | | | | | | | |
| 36 | | ○ | 人間と社会特論Ⅱ | 介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「社会の理解」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。 | 2前 | 30 | 1 | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 37 | | ○ | 福祉実務 | 介護保険制度の基礎知識を理解することを目的とし、介護が必要な状態の段階を把握し、介護サービスを利用する際の費用の流れ、国、市町村などの開わりを学習する。 | 2後 | 30 | 1 | | ○ | | | | | | | | | |
| 38 | ○ | | コミュニケーション技術Ⅱ | 利用者や家族、他の専門職とのコミュニケーションの意義と目的を理解し、具体的な技法の習得を学ぶ。また、介護におけるチームコミュニケーションのあり方について理解し、チームの一員としてのコミュニケーションの方法を学ぶ。 | 2前 | 30 | 1 | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 39 | ○ | | 福祉住環境Ⅰ | 利用者がなじみのある環境のもとでエンパワーメントをいかに引き出して活用し、自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、安全で心地よい生活の場づくりについて学ぶ。 | 2後 | 30 | 1 | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 40 | ○ | | 家事介護 | 自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、調理、洗濯、掃除、裁縫、買い物といった、自立に向けた家事の介助の技法について学ぶ。 | 2前 | 30 | 1 | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 41 | ○ | | 日常生活介護Ⅲ | 自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、食事に関する利用者のアセスメント方法や、おいしく食べることを支える介護の工夫や、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。 | 2前 | 30 | 1 | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 42 | ○ | | 日常生活介護Ⅴ | 自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、睡眠に関する利用者のアセスメント方法や、安眠を促すための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。 | 2前 | 30 | 1 | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 43 | ○ | | 利用者の状態・状況に応じた介護技術 | 自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、移動に関する利用者のアセスメント方法や、安全で気兼ねなく動くことを支えるための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。 | 2前 | 30 | 1 | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 44 | ○ | | 介護過程Ⅱ | 質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画をする必要がある。また、その計画を実践し、評価することも大切である。その他に、情報共有や多職種との連携も重要であり、これらの技法について学ぶ。 | 2前 | 60 | 2 | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 45 | ○ | | 介護過程Ⅲ | 質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画をする必要がある。また、その計画を実践し、評価することも大切である。その他に、情報共有や多職種との連携も重要であり、これらの技法について学ぶ。 | 2通 | 60 | 2 | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 46 | ○ | | 介護総合演習Ⅲ | 介護実習に向けての構え、予備知識、動機づけ等の準備を行い介護実習中には実践力を身につけることができるようにし、実習後は十分な振り返りを行うことでより効果的な介護実習を行えるようにする。 | 2通 | 40 | 2 | | ○ | | ○ | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|----------------|--|----|-----|------|--|---|---|---|----------|
| 47 | ○ | | 介護実習Ⅲ | 3段階実習では、施設運営プログラムに参加し、サービス全般について理解すると同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について学び、チームの一員として介護を遂行できるよう取り組む（現任準備教育）。さまざまなプログラムに参加し、利用者の24時間を通じての生活の把握、介護福祉士としての役割を学ぶ。 | 2前 | 176 | 4 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 48 | ○ | | 介護の総合 | 介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。 | 2後 | 90 | 3 | | ○ | ○ | ○ | |
| 49 | | ○ | 介護特論Ⅳ | 介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「日常生活介護Ⅲ・Ⅴ・利用者の状態・状況に応じた介護技術」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。 | 2前 | 30 | 1 | | ○ | ○ | ○ | |
| 50 | | ○ | 福祉環境Ⅱ | 利用者がなじみのある環境のもとでエンパワメントをいかに引き出して活用し、自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、安全で心地よい生活の場づくりについて学ぶ。 | 2後 | 30 | 1 | | ○ | ○ | ○ | |
| 51 | | ○ | 介護実践Ⅲ | 企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。 | 2前 | 30 | 1 | | ○ | ○ | ○ | |
| 52 | | ○ | 介護実践Ⅳ | 企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。 | 2後 | 30 | 1 | | ○ | ○ | ○ | |
| 53 | ○ | | 発達と老化の理解 | 人間が生まれてから高齢になるまでの過程を理解し、加齢に伴う障害や疾病について学ぶ。さらには、高齢者の身体面と精神面の関係、身体機能と精神機能の変化についての知識を学ぶ。 | 2前 | 60 | 2 | | ○ | ○ | ○ | |
| 54 | ○ | | 障害の理解 | 障害を持っている人と持っていない人の違いを理解するとともに、障害の捉え方や、ICF、様々な障害の種類と原因、特性について学ぶとともに、障害のある人の心理面について学ぶ。また、地域の連携や、障害者の家族、多職種との協働について学ぶ。 | 2前 | 60 | 2 | | ○ | ○ | ○ | |
| 55 | ○ | | こころからのだのしくみⅣ | 人間のこころからのだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、多職種との連携に方法についても学ぶ。 | 2前 | 30 | 1 | | ○ | ○ | ○ | |
| 56 | ○ | | こころからのだのしくみの総合 | 介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「こころからのだのしくみ」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。 | 2後 | 30 | 1 | | ○ | ○ | ○ | |
| 57 | | ○ | こころからのだのしくみ特論Ⅱ | 介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「こころからのだのしくみⅣ、障害の理解、発達と老化の理解」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。 | 2前 | 30 | 1 | | ○ | ○ | ○ | |
| 58 | ○ | | 医療的ケア | 医療職との連携のもとで医療的ケア（喀痰吸引・経管栄養）を安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を修得する。 | 2通 | 78 | 3 | | △ | ○ | ○ | |
| 合計 | | | | | 58 | 科目 | 2494 | | | | | 単位（単位時間） |

| 卒業要件及び履修方法 | | 授業期間等 | |
|------------|--|----------|-----|
| 卒業要件： | 卒業の認定は、規定する修業年限以上在学し、下記（※1）に定める授業時間数以上履修、かつその該当する所定の授業科目及び単位数を修得し、卒業審査に合格した者について校長が行う。なお、履修科目ごとの出席要件（※2）を満たすことが卒業審査を受ける条件となる。 ※1 介護福祉学科は2,074時間 ※2 各科目2/3以上の出席を必要とする、但し介護実習は4/5以上の出席を必要とする。 | 1学年の学期区分 | 2期 |
| 履修方法： | 必修科目全科目を履修する。選択科目の履修は任意とする。 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等により評価する。なお、本校において必要と認められた場合に限り、追試験または再試験を行うことがある。追試験は事故等や心を得ない理由により試験等を受験しなかった者に対して行う。再試験は試験等受験の結果、不合格となった者に対して実施する。 また、学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表し、秀は80点以上、優は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とし、秀、優、良、可を合格、不可は不合格とする。授業科目の成績は、前項の5種で表すと共に、それぞれの評価に対して、別に定める基準によりG P（Grade-Point）を与える。 | 1学期の授業期間 | 21週 |

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。